持続可能な資源循環社会の実現に向けた廃食用油の有効活用に関する連携協定書

北茨城市（以下「甲」という。）、株式会社吉川油脂（以下「乙」という。）及びＥＮＥＯＳ株式会社（以下「丙」という。）は、家庭等から排出される廃食用油の回収及びリサイクル（以下「本事業」という。）を推進し、持続可能な資源循環社会の実現及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が緊密な連携のもとに協働し、市民の環境意識の向上を図るとともに、これまで廃棄されていた廃食用油を資源として有効活用（持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）等への製造及び利活用をいう。以下同じ。）することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

（１）　廃食用油の回収体制の構築及び維持に関すること。

（２）　市民及び地域企業等への廃食用油の回収に関する周知、啓発及び広報に関すること。

（３）　回収した廃食用油のリサイクル及び有効活用に関すること。

（４）　その他本事業の推進のために必要と認められる事項

（役割分担）

第３条　甲は、本事業において次に掲げる役割を担うものとする。

（１）　市内公共施設等における廃食用油回収拠点の設置及び管理

（２）　広報紙、公式ウェブサイト等を活用した市民に対する本事業の周知及び啓発

（３）　その他行政として必要な支援及び総合調整

２　乙は、本事業において次に掲げる役割を担うものとする。

（１）　回収拠点からの廃食用油の定期的な回収、運搬及び適切な保管

（２）　回収した廃食用油の精製処理及び丙の国内製造拠点への供給体制の構築

（３）　甲に対する定期的な回収実績（回収量等）の報告

３　丙は、本事業において次に掲げる役割を担うものとする。

（１）　乙から供給された廃食用油精製製品を原料とした持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）等の製造及び利活用

（２）　国内外における脱炭素・資源循環に向けた本事業の成果の活用及び情報発信

（３）　前条に掲げる連携事項を円滑に推進するための協力及び調整

（費用の負担）

第４条　本事業の実施に伴い生じる費用は、甲、乙及び丙がそれぞれ自ら負担するものとし、甲に新たな財政的負担は生じさせないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、特別の費用が発生した場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議してその負担割合等を決定するものとする。

（安全確保及び環境配慮）

第５条　乙及び丙は、廃食用油の回収、運搬、精製及び製造に当たり、関係法令を遵守し、安全かつ衛生的な作業に努めなければならない。

２　乙及び丙は本事業に起因する事故等が発生した場合は、自らの責に帰すべき責任において速やかに対応し、甲に報告するものとする。

（周知及び広報における名称の使用）

第６条　甲、乙及び丙は、本事業に関する広報、普及啓発活動等において、甲、乙又は丙の名称（ロゴマーク等を含む。）を使用しようとするときは、事前に甲、乙又は丙の承諾を得るものとする。

（秘密保持）

第７条　甲、乙及び丙は、本事業の実施を通じて知り得た甲、乙又は丙の業務上の秘密及び保有する個人情報を、第三者に提供してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本事業の目的の範囲内において必要な場合に限り、自らの親会社、子会社及び関係会社（以下「グループ会社」という。）に対し、甲、乙又は丙の秘密及び保有する個人情報を提供することができる。この場合において当該グループ会社に対し前項の規定を遵守させなければならない。

（知的財産権等の取扱い）

第８条　本事業の実施において、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利などが発生する場合は、その権利の帰属及びそれらの出願を含む取扱いについては、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも書面による解約の申し出がないときは、本協定はさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第１０条　甲、乙又は丙は、いずれかに本協定に違反する行為があったとき、又は本事業の継続が困難と認められる重大な事由が生じたときは、書面による通知をもって、本協定を解除することができる。

（協議事項）

第１１条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その１通を保有する。

令和８年１１月１０日

甲：茨城県北茨城市磯原町磯原１６３０番地

北茨城市長　今井路江

乙：栃木県佐野市飛駒町３８４５番地３

株式会社吉川油脂
代表取締役　吉川千福

丙：東京都千代田区大手町一丁目１番２号

ＥＮＥＯＳ株式会社
ＳＡＦ事業部　部長　小林学